

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4303001	処分名	指定給水装置工事事業者の指定の取消し又は停止			
区分	不利益処分・法令	処分権者	上下水道事業管理者			
担当部署	部 上下水道局	課	営業課			
根拠規定	水道法		第25条の11第1項			
基準規定	①	水道法	第25条の11第1項			
	②	鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程	第5条			
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成25年3月10日	最終更新日	令和5年6月30日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※基準規程(参考)</p> <p>○取消し 水道法 (指定の取消し) 第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。 一 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。 三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。 2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>○停止 鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 (指定の停止) 第5条 管理者は、指定工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、指定工事事業者にしん酌すべき特段の事情があると認めるときは、同項の規定による指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。</p> <p>別紙「鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る処分基準」による。</p>						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞又は弁明の機会の付与					
備考	指定の取消しの場合は、聴聞 指定の停止の場合は、弁明の機会の付与					

鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る処分基準

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反行為等	処分内容	指導方法等
指定要件違反	法第25条の11第1項第1号	法第25条の3第1項第1号	施行規則第21条 1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	選任又は解任の届出を速やかに行うよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		法第25条の3第1項第2号	施行規則第20条 2 施行規則第20条各号に掲げる機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	当該機械器具を有しないことが判明したときは、指定工事事業者に対し欠けている機械器具を備え付けるよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		法第25条の3第1項第3号イ	施行規則第20条の2 3 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定の取消し	指定工事事業者が個人の場合は、廃止届を提出するよう指導する。法人の場合には、違反行為等に該当した役員を他の者に変更するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		法第25条の3第1項第3号ロ	4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し	指定工事事業者が個人の場合は、廃止届を提出するよう指導する。法人の場合には、違反行為等に該当した役員を他の者に変更するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		法第25条の3第1項第3号ハ	5 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	一律に指定を取り消す。
		法第25条の3第1項第3号ニ	6 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	一律に指定を取り消す。
		法第25条の3第1項第3号ホ	7 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合として、次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 (2) 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに給水装置工事を施行したとき。 (3) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 (4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者の承認を受けずに給水装置工事を施行したとき、当該工事の完成後に管理者の検査を受けなかったときなど違反行為等があったと認めるとき。	指定の取消し 指定の取消し又は指定の停止6月以下 指定の停止6月以下 指定の停止3月以下 指定の停止6月以下 指定の停止6月以下	違反行為等の程度によって文書による注意若しくは警告、指定の停止又は指定の取消しを決定する。 再犯の場合(2年以内の期間)や悪質と判断するときは、指定を取り消す。
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11第1項第2号	法第25条の4第2項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	選任、解任の届出を速やかに行うよう指導する。(文書で期日を定めて警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		法第25条の4第1項	施行規則第21条第3項 2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の停止3月以下	兼任を解き解任の届出を行うよう指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。
届出義務違反	法第25条の11第1項第3号	法第25条の7	施行規則第34条 1 事業者の名称、所在地等の変更の届出をしないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	変更の届出を速やかに行うよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。
			施行規則第35条 2 廃止、休止若しくは再開の届出をしないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	廃止、休止若しくは再開の届出を速やかに行うよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。

事業の運営基準違反	法第25条の11第1項第4号	法第25条の8	施行規則第36条第2号	1 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形その他の異常を生じさせることができないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の停止 1月以下	当該技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、当該資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断する。(文書による注意) 最終判断の結果、当該技能を有しない者と認める場合は、指定を停止する。
			施行規則第36条第3号	2 あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない給水装置工事を施行したとき。	指定の停止 6月以下	工事上の条件に適合するよう給水装置工事のやり直しを指導し、違反行為等の改善後、違反行為等の程度によって文書による注意又は指定の停止を決定する。 この文書による注意又は指定の停止に従わない場合は、指定を取り消す。
			施行規則第36条第4号	3 研修の機会を確保しなかったとき。 (1) 文書による注意に従わなかったとき。 (2) 文書による警告に従わなかったとき。	指定の停止 3月以下	文書による注意 文書による警告
			施行規則第36条第5号イ	4 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の停止 6月以下	当該基準に適合するよう工事のやり直しを指導し、違反行為等の改善後、違反行為等の程度によって文書による注意又は指定の停止を決定する。 この文書による注意又は指定の停止に従わない場合は、指定を取り消す。
			施行規則第36条第5号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の停止 3月以下	適正な機械器具を備え付け使用するよう指導し、違反行為等の改善後、違反行為等の程度によって文書による注意又は指定の停止を決定する。 この文書による注意又は指定の停止に従わない場合は、指定を取り消す。
			施行規則第36条第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の停止 3月以下	工事記録の作成又は保存を指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。
工事施行に関する義務違反	法第25条の11第1項第5号	法第25条の9	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し正当な理由なく給水装置工事主任技術者を当該検査に立ち合わせないとき。	指定の停止 3月以下	検査に立ち合わせない事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。	
	法第25条の11第1項第6号	法第25条の10	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の停止 3月以下	報告若しくは資料の提出の求めに応じない事情又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を停止する。	
	法第25条の11第1項第7号		施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きい場合として、次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 水道施設を破損したとき。 (2) 法違反が重大かつ明白であるとき。	指定の停止 6月以下 指定の取消し	現状復旧を指導し、文書で注意する。(悪質な場合は即取消し) この指導に従わない場合は、指定を停止する。	
不正申請	法第25条の11第1項第8号	法第16条の2第1項	施行規則第18条	不正の手段により指定工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	不正の事実が判明したら、速やかに取り消しを行う。

備考

- この表は、鈴鹿市上下水道事業管理者(この表において「管理者」という。)が、鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者(この表において「指定工事事業者」という。)に対し、水道法(昭和32年法律第177号。この表において「法」という。)第25条の11第1項の規定に基づき行う指定の取消し(この表において「指定の取消し」という。)及び鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成元年鈴鹿市上下水道局管理規程第6号)第5条の規定に基づき行う指定の停止(この表において「指定の停止」という。)の基準に関し必要な事項を定めるものとする。
- この表における用語の意義は、法及び鈴鹿市水道事業給水条例(平成9年鈴鹿市条例第49号)の規定の例による。
- この表において「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。